

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	改正案第2条の2の「信託財産の名称」に係る届出については、実務上、正式名称がないケースも多いことから、届出名称の代替として「受託銀行の BIC コードとファンド番号」等とすることを許容頂きたい。	御意見を踏まえ、趣旨を明確にするため「信託を特定するために必要な事項」と修正いたしました。 具体的には、受託銀行のBICコード及びファンド番号等を想定しております。